

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（682））

2. 日時：平成30年2月16日 ①15時30分～16時50分

②17時00分～17時30分

3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

①義崎管理官補佐、角谷安全審査官

②川崎安全管理調査官、宮本管理官補佐、義崎管理官補佐、秋本安全審査官、角谷安全審査官、照井安全審査官、正岡安全審査官、皆川保安規定係長、宇田川原子力規制専門職

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長（他4名）

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部 設備技術グループマネージャ（他1名）

5. 要旨

（1）日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち、「東海第二発電所 重大事故等対処設備」の①「43条 重大事故等対処設備の補足説明資料」及び②「重大事故等対処設備の窒素・空気ポンベに対する扱い」について説明があり、原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

【①43条 重大事故等対処設備の補足説明資料について】

- 共用する設備の他施設への悪影響、耐震性のない ALC パネル等に対する対策等は審査会合での説明内容と整合を図ること。
- 新たに設置する構造物（格納容器圧力逃がし装置格納槽、常設低圧代替注水ポンプ格納槽、常設代替高圧電源装置用カルバート（立坑部）等）の参考図は、寸法や設置高さの情報も記載すること。
- 共通要因の特性についての考え方は、共通要因によってもたらされる影響を考察し、その影響を防ぐ対策を講じることが分かるよう整理して提示すること。

【②重大事故等対処設備の窒素・空気ポンベに対する扱い】

- 緊急時対策所、中央制御室退避室等の加圧に使用するポンベは、常時接続された状態で設置するものの、可搬型重大事故等対処設備と位置付けていることについて、基準への適合性を整理して説明すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 重大事故等対処設備について
- ・ 東海第二発電所 重大事故等対処設備について（補足説明資料）
- ・ 玄海原子力発電所／東海第二発電所 基本設計比較表（対象項目：第43条）
- ・ 東海第二発電所 重大事故等対処設備の窒素・空気ポンペに対する扱いについて